

基本目標 3 みんなが地域で安全に快適に暮らすことができるように

基本施策（1）災害時要配慮者の支援体制

災害に対する市民の関心・意識が高まる中、高齢者や障がい者などの災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者が、迅速かつ安全に避難ができ、避難所での生活が安心して送れるよう、行政と地域団体、福祉関係機関との連携による防災力の強化が必要です。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担 い 手	社 協	市
①防災意識の啓発	市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、多様な媒体や機会を通じた啓発とともに、防災に関する学習機会を提供します。	○	○	○	◎
②地域の防災力の向上	地域での自主防災組織づくりを促進するとともに、自主防災組織の中心となる人材の育成を進めます。	○	○	○	◎
	自主防災組織を中心として、災害時に自主的な防災活動が行えるように防災訓練の実施を支援します。	○	○	○	◎
③避難行動要支援者情報の共有化	避難行動要支援者名簿の更新や共有化の仕組みの強化を図ります。 また、避難行動要支援者の把握に努めます。	○	○	◎	◎
④災害時の安否確認や避難体制の充実【重点課題3解決策】	災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難などを行う体制づくり・強化を進めるとともに、避難に関する情報の収集・提供に努めます。	○	◎	○	◎
⑤災害避難時の支援体制の充実	災害発生直後からのさまざまな支援が可能となるよう、災害ボランティアの養成や受け入れ体制の整備などを進め、災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づく、訓練を実施するとともに、マニュアルの更新を行います。	○	◎	◎	◎
	高齢者や障がい者などが安心して避難生活を送れるよう、各種整備を進めます。			○	◎

【市民ができること】

- 日頃から防災情報に気を配るとともに、災害発生時に備え家庭内備蓄を進めるなど、防災力の向上を図りましょう。(①)
- 近くに高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人がいないか日頃から気をつけましょう。(①)
- 地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。(②)
- 地域の自主防災組織に加入し、防災や災害時の対応について積極的に協議しましょう。(②)
- 災害ボランティアの養成講座などに積極的に参加しましょう。(②⑤)
- 要配慮者を支援する取り組みの趣旨を踏まえたうえで、支援が必要になると考えられる人は、自身の情報の提供について検討してみましょう。(③)
- 災害時に備え避難場所を確認するとともに、各家庭において、災害が発生した際の集合場所、避難方法などを確認しましょう。(④)

【担い手ができること】

- 地域団体などは、自主防災組織づくりを進めるとともに、防災訓練を行います。(①②)
- 地域団体などは、民生委員児童委員協議会と連携し、一人暮らし高齢者や障がい者などの災害時の安否確認や支援体制づくりを進めます。(③④)
- 地域団体などは、災害時に備え避難場所や避難経路、危険箇所に関する情報を確認します。(④)
- 地域団体などは、行政と連携して、災害時に要配慮者の支援を行うためのネットワークづくりを進めます。(⑤)

コラム 13 災害時の障がい者支援に向けて～八尾市災害時要配慮者支援講習会～

災害時に配慮が必要な障がい者に対して、迅速かつ的確に支援ができるよう「八尾市災害時要配慮者支援講習会」が、各校区まちづくり協議会および地区福祉委員会で開催されています。

この講習会は、八尾市障がい者団体連合会が平成 26 年 9 月から実施しており、講習内容は視覚障がい者、身体障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由児者、発達障がい者に対して障がい者別の支援方法と体験学習を通じて行われています。



【社会福祉協議会が行うこと】

- 防災意識の向上に向けた取り組みを支援します。(①～②)
- 地域における人材育成などの成功事例を整理し、それらの事例を共有できる仕組みづくりと事例活用に向けた取り組みなどを進めます。(②)
- 小地域ネットワーク活動の強化、民生委員児童委員活動の支援や福祉施設と地域との連携づくりにより、災害時における地域での要配慮者の支援体制の充実を図ります。(③)
- 避難行動要支援者名簿への登録について、日ごろ行われる「ふれあいサロン」等を通じて、取り組みの趣旨について理解を求めると協力をお願いします。(③)
- 災害時に活動できる市民ボランティア養成のための講座を開催します。(④⑤)
- 災害時のボランティアの受け入れ体制の整備に向け、引き続き災害時ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、適時、設置マニュアルの更新を行うとともに、福祉施設との連携による災害時の福祉避難場所などの拡充を進め、災害時の活動基盤の強化を図ります。(④⑤)

主な取り組み (指標 P 74)

- ◆CoW による活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】
- ◆CoW による地区福祉委員会単位での人材育成の講座・研修会のコーディネート【再掲】
- ◆CoW による災害時を想定した日常の見守り活動支援
- ◆CoW による災害時要配慮者の把握と地域ごとでの活用方法について検討
- ◆災害ボランティアセンターの設置運営訓練
- ◆災害ボランティア、災害ボランティアリーダーの養成

コラム 14 災害ボランティアセンターの設置運営訓練

社会福祉協議会では、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づいて、災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」）の設置運営訓練を行っています。災害 VC とは、災害時に駆け付けていただいたボランティアと被災者を橋渡しするための活動拠点です。

平成 27 年度は南木の本防災体育館において、社会福祉協議会全職員、ボランティア、市関係課の職員等 40 数名で訓練を開始。ボランティア役と被災者役に分かれて、災害時の活動ができるか検証しました。

また、災害 VC の設置運営訓練には、災害ボランティア養成講座を受講した方々にもご参加いただきました。

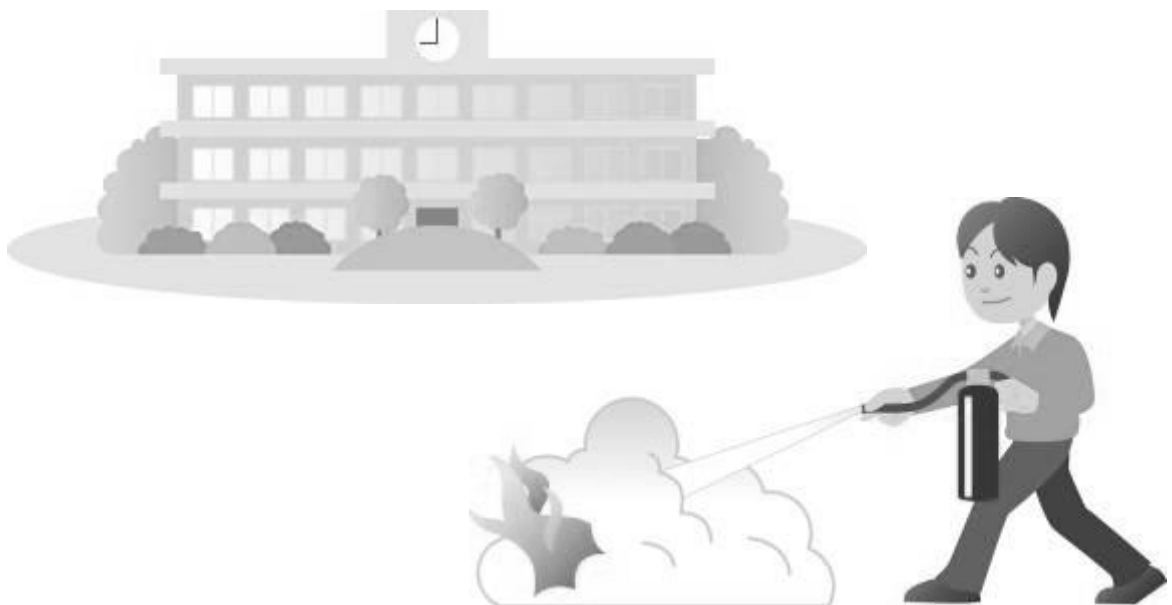


【市が行うこと】

- 防災意識の向上を図るため、各種啓発を行うとともに、地域での防災訓練に多くの人に参加できるように情報提供を行います。(①②)
- 地域での自主防災組織づくりを促進します。(②)
- 避難行動要支援者名簿の管理方法について、災害時に効果的に活用できるよう、個人情報に配慮しつつ、情報の更新方法や共有方法の見直しを行います。(③)
- あらゆる機会を通じて、避難行動要支援者の把握に向けた取り組みに努めます。(③)
- 民生委員児童委員と地域団体などとの連携による、災害時の安否確認や支援体制などの整備を促進するとともに、関係機関や団体などとの災害時の連絡・連携体制の確立を図ります。(④)
- 障がい者や高齢者など災害時に配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、避難所となる公共施設のバリアフリー化や耐震化などの計画的な推進を図るとともに、福祉避難所について関係機関と連携し検討を進めます。(⑤)

主な取り組み

- ◆自主防災組織活動支援事業
- ◆自主防災組織の育成事業
- ◆高齢者セーフティネットシステム管理事業【再掲】
- ◆緊急通報システム事業
- ◆災害時要配慮者支援事業
- ◆地域防災計画推進事業



基本施策（２）安全で快適な地域づくり

子どもを狙った不審者からの声かけ行為や高齢者などを狙った振り込め詐欺などの犯罪が後を絶たない中、「自分のことは自分で守る」「地域のことは地域で守る」といった市民の防犯意識を高めるとともに、犯罪を起こさせないための地域の防犯力の強化などに関する取り組みが必要となっています。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、だれもが住み慣れた地域で安心して生活を送り、安全に安心して社会参加ができるよう、住まいやまちづくりにおいて安全性や利便性、快適性を確保する必要があります。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担 い 手	社 協	市
①防犯意識の向上	市民が悪質な犯罪被害にあわないように、多様な媒体や機会を通じた啓発を進めるとともに、防犯に関する学習機会の提供や情報提供を進めます。	○	◎	◎	◎
②地域の防犯力の強化	子どもや高齢者などの犯罪弱者が地域の中で安心して生活できるように、見守り・声かけ活動や防犯パトロールなど、積極的な防犯対策を進めます。	○	◎	◎	◎
③迷惑防止の取り組みの推進	迷惑駐車や商品、看板のはみ出し、タバコのポイ捨てなど、迷惑行為の防止のための取り組みを進めます。	◎	◎	◎	◎
④住環境の整備・生活の場の確保	支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で自立した生活が送れるよう、住環境の整備や生活の場の確保を図ります。			○	◎
⑤公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化の促進	障がい者をはじめ高齢者や子どもなど、市民だれもが自由に行動し、社会参加ができるよう、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を一層推進します。			○	◎
⑥通学路の安全対策	定期的な合同点検の実施や、対策の改善・充実を目的とした「八尾市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めます。	○	○	○	◎

【市民ができること】

- 身の回りの安全対策を進めるとともに、犯罪などに関する情報の収集と防犯に対する意識を高めましょう。(①)
- 地域での防犯教室や防犯活動に積極的に参加しましょう。(①②)
- タバコや空き缶のポイ捨て、迷惑駐車などをしないよう、マナーを守りましょう。(③)
- 通学路を外れたり、寄り道したりせず、交通事故の回避を意識し、自身を守る心構えを持ちましょう。また、家庭等においても交通安全について話す機会を持ちましょう。(⑥)
- 通学児童の安全を守るため、自動車等の運転者は、交通ルールを守りましょう。(⑥)

【担い手ができること】

- 地域団体や当事者組織などは、悪徳商法などの被害にあわないよう、情報交換や学習会を開催します。(①)
- 地区福祉委員会などの地域団体は、地域での声かけ運動や見守り活動、巡回パトロールなどを進めます。(②⑥)
- 地域団体などは、タバコや空き缶のポイ捨て、迷惑駐車などをしないよう、マナーの向上を呼びかけます。(③)

【社会福祉協議会が行うこと】

- 悪徳商法に関する講座など、防犯に関する取り組みを支援します。(①)
- 防犯や住環境の向上に向けた取り組みを支援します。(②～④⑥)
- 福祉有償運送事業などを通して移動支援を進めます。(⑤)

主な取り組み (指標 P 75)

- ◆CoW による悪徳商法に関する講座など、各地域での防犯に関する取り組みを支援
- ◆CoW による活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】
- ◆心配ごと相談事業の推進
- ◆福祉有償運送事業、車いすの貸出

【市が行うこと】

- 市民が犯罪被害にあわないよう、市政だよりをはじめパンフレット、ホームページ、出前講座など、多様な媒体や機会を活用した啓発を行うとともに、地域団体などによる学習会の開催を促進します。(①)
- 地域での見守り体制を強化するため、地域団体などとの連携による巡回パトロールや声かけ運動を進めます。(②)

- 子どもの見守り活動の促進や学校園及び保育所（園）などの防犯管理体制を強化、「こども110番」運動などを進めます。（②）
- 関係機関や地域団体などと連携し、迷惑駐車やタバコのポイ捨て、違法立て看板・チラシ・ビラなど、迷惑行為の防止のための取り組みを進めます。（③）
- 高齢者や障がい者などが在宅で自立した生活を送れるよう、福祉用具や住宅改修に関して、より専門的に指導できる体制の強化を図ります。（④）
- 障がい者の地域での生活の場を確保するため、グループホームの充実を図ります。（④）
- 高齢者、障がい者をはじめとする、賃貸住宅への入居希望者の入居ができるよう支援します。（④）
- 不特定多数の人が利用する建築物についてバリアフリー化の促進を図ります。（⑤）
- 「八尾市交通バリアフリー基本構想」に基づく、計画的な整備の推進を図ります。（⑤）
- 「八尾市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めます。（⑥）

主な取り組み

- ◆防犯計画推進事業
- ◆地域防犯活動支援事業
- ◆消費生活センター事業（自立する消費者の育成）
- ◆通学路の安全確保事業
- ◆交通安全施設等整備事業
- ◆高齢者住宅等安心確保事業
- ◆障がい者地域生活援助事業
- ◆障がい者移動支援事業
- ◆福祉有償運送関係事務
- ◆赤ちゃんの駅推進事業
- ◆交通バリアフリー整備構想推進事業

